

性別変更手術要件 違憲

最高裁「過剰な制約」

「外観」は高裁差し戻し

生殖機能を無くす手術を性別変更の条件とする性同一性障害特例法の要件の憲法適合性が争われた家事審判で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)は25日、生殖不能手術要件は個人の尊重を定めた憲法13条に反し、無効とする決定を出した。最高裁が法令を違憲とするのは史上12例目で、性的少数者(LGBTなど)の権利に関しては初めて。国会は特例法の見直しを迫られる。

3面にCUアップ

(社会面に関連記事)

決定では、裁判官全15人が生殖不能手術要件を違憲と認定。「憲法13条は、自己の意思に反して身体への侵襲を受けられない自由を保障している」との初判断を示し、生殖不能手術要件はこの自由に過剰で重大な制約を与えていると認めた。最高裁は2019年1月、裁判官4人の小法廷で合憲との判断を示していたが、大法廷は判例を変更した。申立人は、戸籍上は男性で女性として日常生活を送るトランスジェンダーで、男性から女性への性別変更を求めた。生殖不能手術要件の他に、変更後の性別の性器に似た外観を備えることと定められた外観要件も違憲、無効と主張していた。大法廷はまず、生殖不能

手術要件について、性別変更後に変更前の生殖機能で子どもが生まれ、親子関係で社会に混乱が生じるのを

- ・性同一性障害特例法は、生殖不能手術を受けるか、性自認に合わせた性別の取り扱いを放棄するか、過酷な二者択一を迫っている
- ・性同一性障害への理解は広まりつつあり、生殖不能手術要件の必要性は低減した
- ・生殖不能手術要件は、憲法13条が保障する「身体への侵襲を受けられない自由」の過剰な制約で違憲、無効
- ・変更後の性別の性器に似た外観を備える外観要件については憲法判断をしない

性別変更手術要件最高裁決定 骨子

性同一性障害特例法

戸籍上の性別を変えるための手続きを定めた法律。複数の医師から性同一性障害と診断された上で家裁に審判を申し立て、①18歳以上②現在結婚していない③未成年の子どもがいない④生殖機能が無い⑤変更後の性別の性器に似た外観を備える——の5要件を全て満たせば性別変更が認められる。議員立法で2004年に施行され、22年までに約1万2000人が性別を変えた。

防ぐことを目的に設けられたと指摘した。憲法適合性の審査に当たっては、要件の目的のため、制約される自由の内容や性質を比較して考えるべきだとする判断を併せて示した。

その上で、生殖不能手術

要件は、手術を受けるか、性別変更を断念するか、過酷な二者択一を迫っている」と指摘。社会で性同一性障害への理解が広まりつつあることを考慮すれば、社会の混乱防止を目的とした要件の必要性は低減し、合理性を欠く状態になっている」と結論付けた。

一方、外観要件は審理が不足しているとして憲法判断を示さず、審理を高裁に差し戻した。申立人の性別変更が認められるかは結論が持ち越された。三浦守、草野耕一、宇賀克也の3裁

判官は、外観要件も手術事実上強いる点で「憲法13条に反している」とし、申立人の性別変更を認めるべきだとの反対意見を付けた。下級審は最高裁の判断に拘束されるため、生殖不能手術を受けていない人が今後性別変更を望んだ場合、他の要件を満たしていれば性別変更を認めることが可能となる。ただ、外観要件は維持されるため、変更後の性別の性器に近づける適合手術が必要となるケースは残るとみられる。

【憲法13】

性別変更 社会理解を考慮

手術要件「違憲」

CU クローズ アップ

最高裁 4年余で判断変更

性同一性障害特例法の生殖不能手術要件を違憲とした25日の最高裁大法廷決定は、性の少数者を取り巻く社会状況の変化や手術を事実上強制する法律の過酷さを重視し、憲法判断を変更した。国会は特例法の見直しを迫られるが、議論の停滞も予想される。



性同一性障害特例法を巡る最高裁大法廷の決定を受けて開かれた記者会見で、「違憲」「差戻し」と掲げる申立人側の吉田昌史弁護士（右）と南和行弁護士—東京都千代田区で25日午後5時57分、和田大典撮影

を要件としない国も増えている。こうした社会状況を考慮した結果、生殖不能手術は「制約が過剰で程度は重大。憲法13条に反する」と認められた。

一方、法廷意見が憲法判断を示さなかった変更後の性別の性器に似た外観を備える外観要件については、3裁判官が違憲との個別意見を付けた。検察官自身の三浦守裁判官は、性器の形成手術が必要な点で、生殖不能手術と同様に「身体への侵襲を受けにくい自由を制約している」と指摘。学者出身の宇賀克也裁判官も「過酷で正当化できない」と批判した。

GID（性同一性障害）

大法廷がまず検討したのは、特例法の立法趣意だ。出生時の性と自認する性が異なるトランスジェンダーは、性別の違和に苦しんだり、社会生活上も外見と法的な性が異なる課題に直面している。大法廷は、特例法がこうした不利益を解消する目的で設けられたとし「性同一性障害の人が自身の性自認に従った法上の性別の取り扱いを受けることは、重要な法的利益だ」との初判断を示した。

一方、性別変更後に変更前の生殖機能で子どもが生まれた場合、「女である父」「男である母」という「逆転現象」が生じ、生殖不能手術要件には、親子関係を巡って社会が混乱するのを防ぐ目的もあり、実際に最高裁第2小法廷は、2019年1月の合憲判断で合理性を認めている。それから4年の時を経て大法廷は、性別の違和や不利益を解消するために、当事者たちが手術を事実上、強いられる点を問題視した。生殖不能手術は男性なら精巣、女性なら卵巣を除去する。費用は100万円を超え、時間も長くなり、ホルモンバランスを崩して更年期障害のような副作用が出る人もいる。一方で、手術を受けなければ、性別変更を諦めるしかない。

大法廷が着目したのは、国内外的社会的な変化だ。特例法制定時は、生殖不能手術は治療の最終段階と位置づけられていたが、性同一性障害の診断・治療ガイドラインは見直され、患者によって治療方法が選択できるようになっている。また、学校や企業でもトランスジェンダーに配慮した教育や取り組みが広がり、今年6月にはLGBT理解増進法が国会で制定された。欧米諸国を中心に生殖不能手術

を目的とする「LGBT理解増進法」の審査段階でも慎重意見を主張した経緯がある。自民支持層でも特例法改正への慎重論があり、議連メンバーは「党内から批判を受けるため発信が難しく、軽々に発言できない」と漏らす。

最高裁決定を受け、立憲民主党の長妻昭政調会長は、国会内で記者団に「第一歩を踏み出した」ということで当然の判断だ。立憲は法案を準備しており、提出に前向きな姿勢を示した。

与野党で意見がまとまらず、法改正の議論が停滞する事態になれば、特例法を所管する法務省が政府提出法案として取りまとめることになる見通しだ。森屋宏官房副官は記者会見で「関係省庁で決定内容を精査の上、適切に対応していく」と述べた。

自民内 法改正慎重論

最高裁の違憲判断を受け、国会は性同一性障害特例法の改正に取り組む必要がある。最高裁決定の補足意見で、岡正昂裁判官は「生殖不能手術要件の削除に代わるか、代わる要件を設けるかは立法府の裁量権に全面的に委ねられており、合理的に行使用することが期待される」と国会に対応を求めた。

特例法は政府提出法案ではなく、超党派の議員立法で国会提出され、2003年に全会一致で成立した。このため違憲判断を受け、与野党には特例法改正を進めるよう求められるが、実現するかは見通せない。自民党の保守派が反対する可能性があるためだ。

性別変更に必要な5要件

※は25日の大法廷決定
最高裁長官を含む15人の裁判官全員で判断する大法廷＝代表撮影

性同一性障害特例法	最高裁の判断	今後どうなる
1. 18歳以上	憲法判断なし	
2. 現在結婚していない	合憲 (2020年3月)	新たな家事審判の可能性
3. 未成年の子どもがいない	合憲 (21年11月)	
4. 生殖機能が ない	合憲 (19年1月) → 違憲 裁判官15人全員一致	無効
5. 変更後の性別の 性器に似た外観 を備える	憲法判断せず 裁判官12人の多数意見 (違憲3人、合憲0人)	高裁に審理差し 戻し。手術が必要 なケースも残る

子無し要件 過去に「合憲」

性同一性障害特例法は、申立人側が違憲だと訴えた二つの要件の他に、18歳以上▽現在結婚していない▽未成年の子どもがいない▽の3要件を規定している。非婚と子無しの要件は過去に最高裁が「合憲」判断を示しているが、子無し要件については、当事者団体から撤廃を求める声が強い。今後、司法に違憲審査を求める審判が起これることも予想される。

子どもを持つ父母が性別変更すれば、父でありながら戸籍の性別は女性、母でありながら性別は男性となる。子無し要件は伝統的な家族秩序を混乱させることや、子の福祉に影響を及ぼすことを防ぐために設けられた。

04年の特例法施行時は、子どもの年齢を問わない規定だったが、08年の法改正で「未成年の子」とに見直された。成人した後なら子どもの福祉への影響という理由の説得力が無い。親の性別変更を望む子どもがいることも踏まえた。

一方で、性別への違和感を抑え、結婚して子どもを持った当事者は少なくなく、子無し要件は世界的にまれな規定とされる。20

子どもがいる当事者が性別変更を求めた家事審判で、最高裁は07年と21年に2回子無し要件を「合憲」と判断している。家族秩序

の混乱防止や子の福祉の観点から要件の合理性を認められた。ただ、21年は裁判官1人が「憲法13条に反する」と反対意見を述べた。

非婚要件は、婚姻後に性別変更すれば、男性同士や女性同士の同性婚が成立することに限り、同性婚を認めていない現行制度に反する事態を避けるため設けられた。最高裁は20年に非婚要件の合理性を認めて「合憲」としている。18歳以上とする年齢要件については、最高裁は憲法判断を示していない。

【遠山和宏】

【木下訓明、飯田憲】